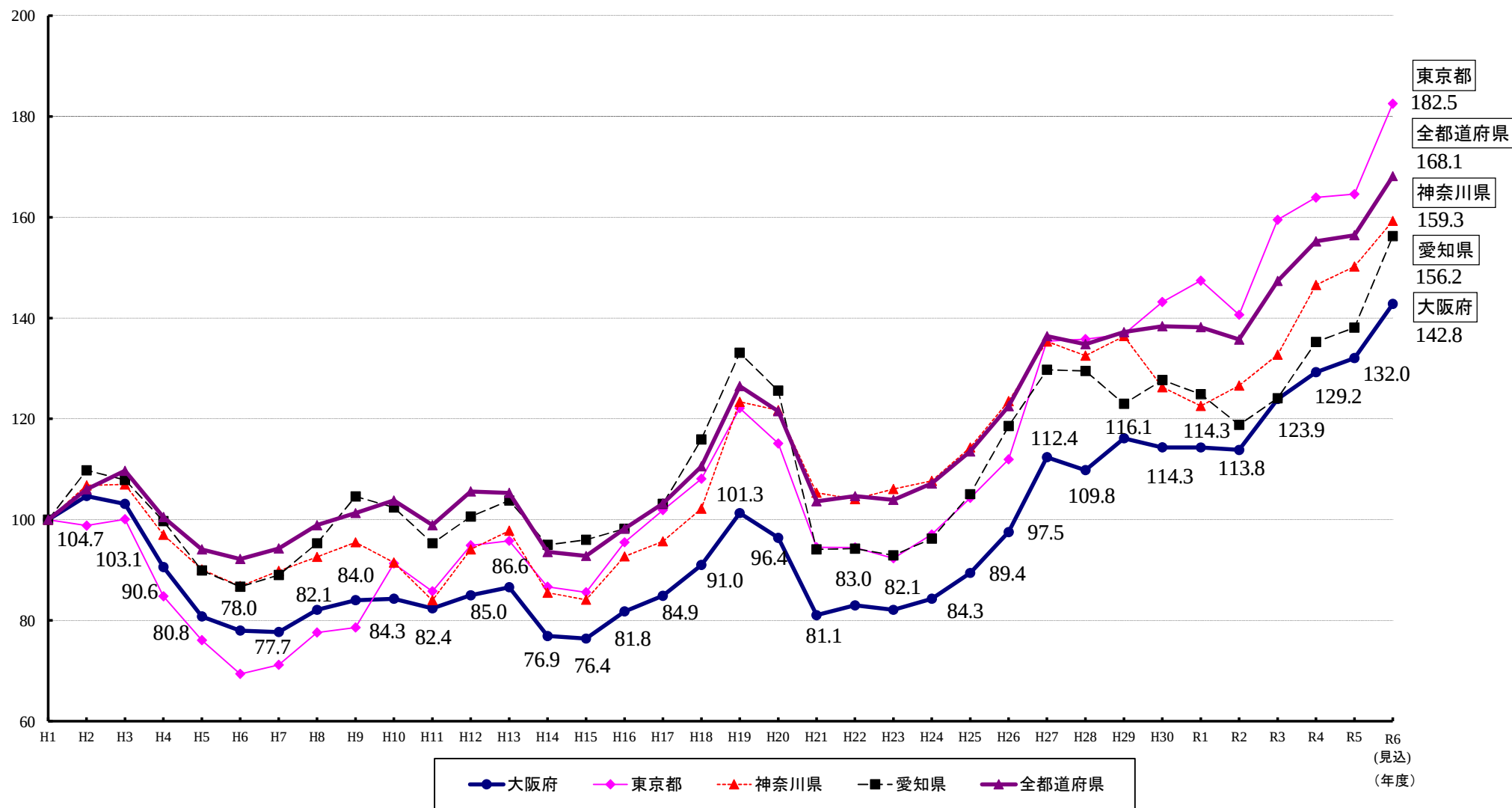


主要都府県の税収等の推移（決算）②（税収総額+特別法人事業譲与税）（平成元年度の税収を基準＝100）



- (注1) H19に3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲。
 (注2) H26.4月より地方消費税の税率が1%から1.7%へ引上げ。
 (注3) H26.10月より地方法人税が創設、法人府民税の一部が国税化。
 (注4) H30より府費負担教職員制度見直しによる政令市へ個人府民税2%の税源移譲。
 (注5) R1.10月より地方消費税の税率が1.7%から2.2%へ引上げ。
 (注6) R1.10月より地方法人税率引き上げ、法人府民税率引き下げ。
 (注7) R1以前の特別法人事業譲与税には地方法人特別譲与税の額を記載。

主要都府県の税収等の推移（決算）③〔法人二税+特別法人事業譲与税〕（平成元年度の税収を基準＝100）

